

中小企業投資促進税制

この制度は機械装置等を対象設備の取得や制作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できるものです。

※税額控除額はその事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、その後1年間繰り越すことができます。

〈適用期間〉

平成29年3月31日までに取得

〈適用設備〉

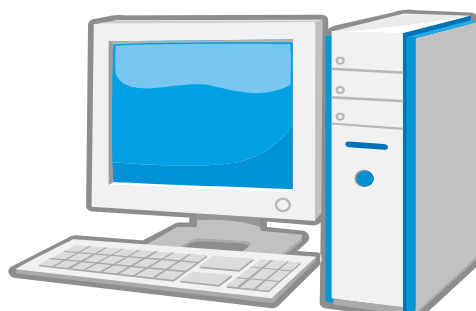
設備	要件
機械装置	すべて(1台 160 万円以上)
器具備品、工具	・一定の電子計算機(複数台計 120 万円以上) ・一定のデジタル複合機(1台 120 万円以上) ・一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具 (1台 30 万円以上かつ複数台計 120 万円以上)
ソフトウェア	一定のソフトウェア(複数基計 70 万円以上)
貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

上の対象設備のうち、生産性向上に資する設備は、税制優遇措置の上乗せがされています。

下記※及び上乗せ措置の項目をご参照ください。

〈特別償却及び税額控除〉

	生産性向上に資産する一定設備以外		生産性向上に資産する一定設備	
	上乗せ措置※			
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万以下の法人	30%	7%	即時償却	10%
資本金3,000万を超え、 1億円以下の法人	30%	適用なし	即時償却	7%



■制度改正の概要 ～中小企業投資促進税制の上乗せ措置～

平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」で、中小企業の投資を活性化するため、中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性向上に資する設備について、税制優遇の上乗せ措置が設けられています。

中小企業投資促進税制の税制優遇の上乗せ措置が適用される生産性向上に資する設備とは、「先端設備」の要件又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件のいずれかを満たす設備となります。

〈対象設備〉

機械装置、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器、一定のソフトウェア

上乗せ措置を受けるためには、次の2パターンがあります。

- ①機械などのメーカーから証明書を受け取る
- ②投資計画を作成し、経済産業局に申請する

制度の注意事項

- ・対象資産は新品に限ります。
- ・その事業年度中に対象資産を購入し支払いを完了させるのみならず、実際に稼働させていることが要件となります。
- ・医療機器は当該制度の対象とはなりません。
- ・特別償却と税額控除は重複適用できず、どちらかの選択適用となります。

中小企業投資促進税制を利用するにあたって特別償却を選択すると、初年度の減価償却が大きくなることとなりますが、次年度以降の償却額が少なくなりますので、長い目で見ると、絶対的な法人税額の控除である税額控除の方が有利となる場合もあります。

それぞれの税制優遇の内容、対象設備、要件など条件がありますのでご検討の際は購入前にご相談下さい。

購入後では制度の適用ができない場合がございます。

詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。